

# 医師の意見書

〈 保護者記入欄 〉

児童名 \_\_\_\_\_

〈 医師記入欄 〉

上記園児は、 年 月 日より

下記疾患を治療していましたが、 年 月 日より登園可能となりました。

年 月 日

医療機関名

医師名

印

チェック	病名	登園のめやす
	インフルエンザ	<b>*発症して5日を経過し、かつ解熱後3日間（就学前乳幼児）</b> 〈 発症して5日を経過し、かつ解熱後2日間（小中高大学生） 〉
	百日咳	特有な咳が消える。又は5日間の抗菌薬による治療が終了まで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し、かつ腫れが軽くなり、 全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化（かさぶた）になるまで
	帯状疱疹	
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭痛、結膜炎などの主要症状が消失して 2日を経過するまで
	結核	医師により感染の恐れがなくなったと認められるまで
	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失し感染の恐れがなくなったと認められるまで
	腸管出血性大腸菌 感染症（O-157等）	医師により感染の恐れがなくなったと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがなくなったと認められるまで
	溶連菌感染症	解熱し、かつ抗菌薬内服後24～48時間経過していること
	その他 ( )	

★溶連菌感染症に関しては、与薬指示書でも意見書と同等の扱いとする。

《発症からの日数の数え方について》

発症した日を0日目、翌日を発症1日目と数える。